

平成 29 年 11 月 21 日決裁
令和 2 年 11 月 13 日改正

岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針

岐阜市財政部

目次

I. 本基本指針策定の背景及び位置づけ

- 1. 本基本指針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 本基本指針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 債権管理及び回収における基本的な取組等

- 1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 基本的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 債権管理及び回収の基本的な事務フロー・・・・ 4
 - ＜参考＞ 債権の分類について・・・・・・・・ 5
- 4. 各段階における取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ＜参考＞ 債権の時効について・・・・・・・・ 1 1
- 5. 債権の管理及び回収に係るノウハウの蓄積・・・・ 1 5

I. 本基本指針策定の背景及び位置づけ

1. 本基本指針策定の背景

本市が有する債権（金銭の給付を受ける権利）を回収することは、自主財源を確保し健全な財政を維持することはもとより、市民負担の公平性を保つうえでも非常に重要です。市民は地方公共団体のサービスを等しく受ける権利を持つとともに、その負担を分任するものですが、債権が適切に回収されず、負担が偏ることになれば、市民負担の公平性が損なわれることになるからです。

そのため本市では、債権回収率の向上及び債権管理の徹底を目的とし、平成23年度に「岐阜市債権管理条例」を制定しました。また、併せて債権管理調整会議を設置し、債権管理状況の把握や債権回収強化に取り組んできました。

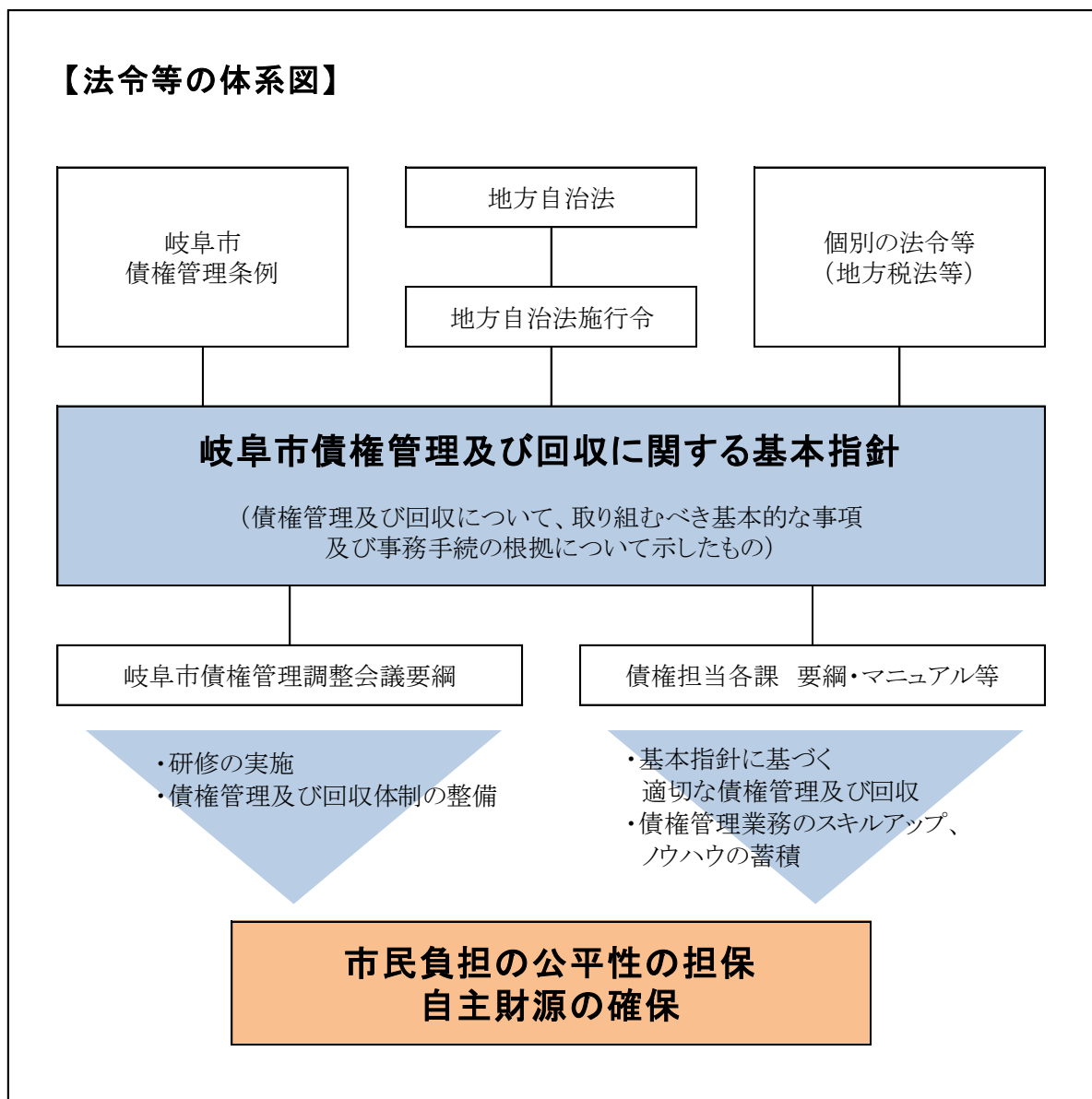
このたび、債権管理条例の目的である債権回収率向上及び債権管理の徹底についてさらに推進していくことに加え、本市の取組方針や事務手続根拠を明確化するために「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」を策定しました。

今後、本基本指針に基づき、債権管理業務のレベルアップを図り、債権管理及び回収を強化していくこととします。

2. 本基本指針の位置づけ

本基本指針は、地方自治法及び同法施行令やその他の関係する法令の規定に基づき、債権管理及び回収において、取り組むべき基本的な事項や事務手続の根拠について示したものです。

この基本指針のもと、債権管理調整会議は全庁の債権管理業務のレベルアップを図り、債権担当各課は各自の要綱・マニュアル等に沿って適切な債権管理及び回収を行っていくものです。



II. 債権管理及び回収における基本的な取組等

1. 基本的な考え方

各債権に適用される法令の規定に従い、債権の適切な管理及び回収を進めることにより、市民負担の公平性及び自主財源の確保を図ります。

なお債権の回収に当たっては、債務者の納付資力等の状況を的確に見極めることとし、納付資力があるにも関わらず納付に応じない債務者に対しては、法令に基づき厳正に対処します。

<参考>

地方自治体が有する債権については、地方自治法第240条第2項において「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされており、必要な措置を怠った場合には違法確認や損害賠償請求を求める住民訴訟の対象となります。

2. 基本的な取組

① 債権管理

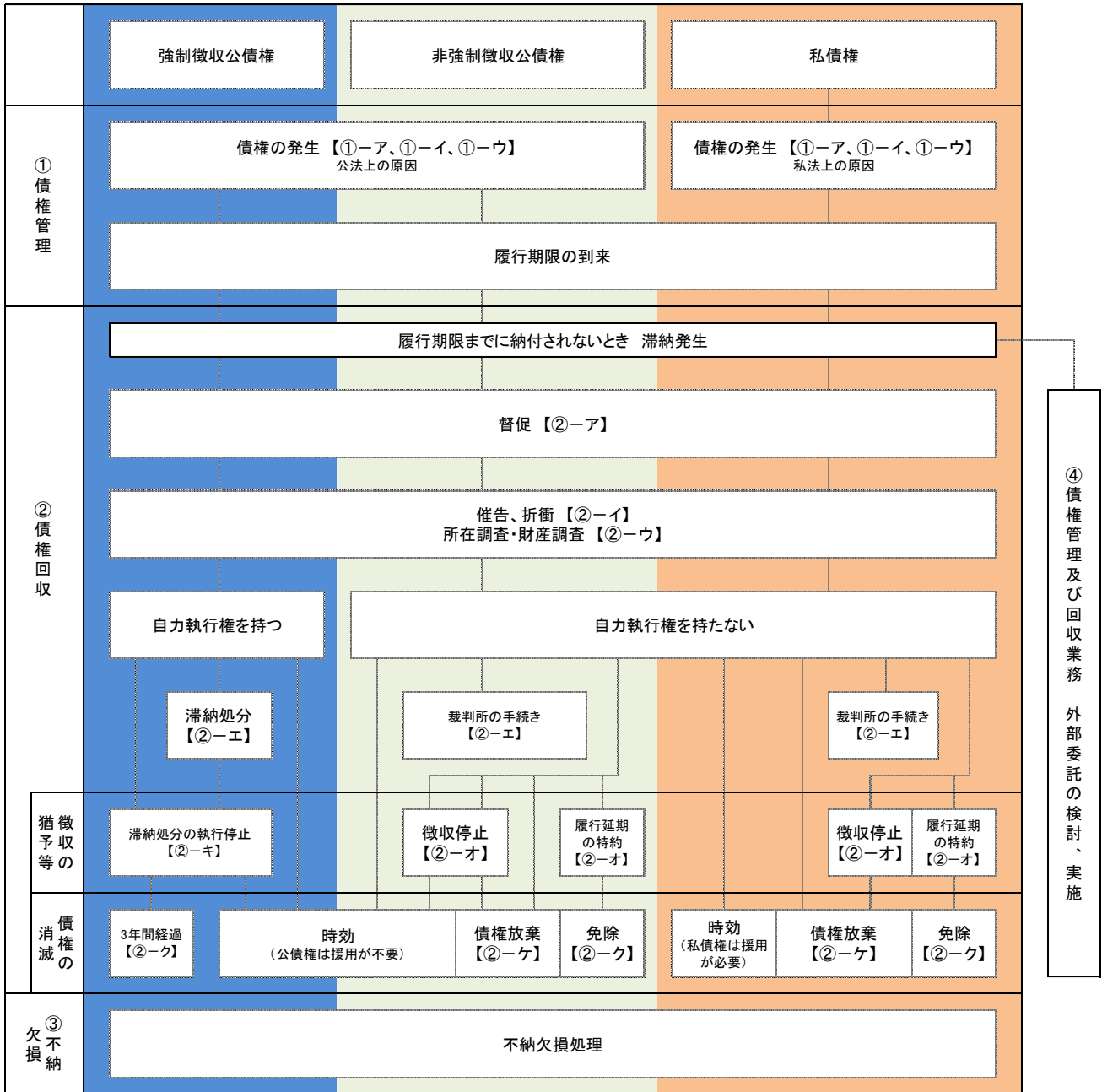
適正な課税・賦課や貸付時等における十分な審査を行い、誤った債権や過大な債権が生じないようにします。

また、発生した債権については、法令に従い適切に管理し、管理状況について常に点検・確認します。

② 債権回収

督促・催告を早期に実施し、新たに発生する現年度の未収金を抑制します。また、未納となった場合は、その原因や債務者の資産状況を速やかに調査するとともに、調査結果に基づき差押えなどの法的措置や徴収の猶予などを実施することにより、債権の整理を行います。

3. 債権管理及び回収の基本的な事務フロー



<参考> 債権の分類について

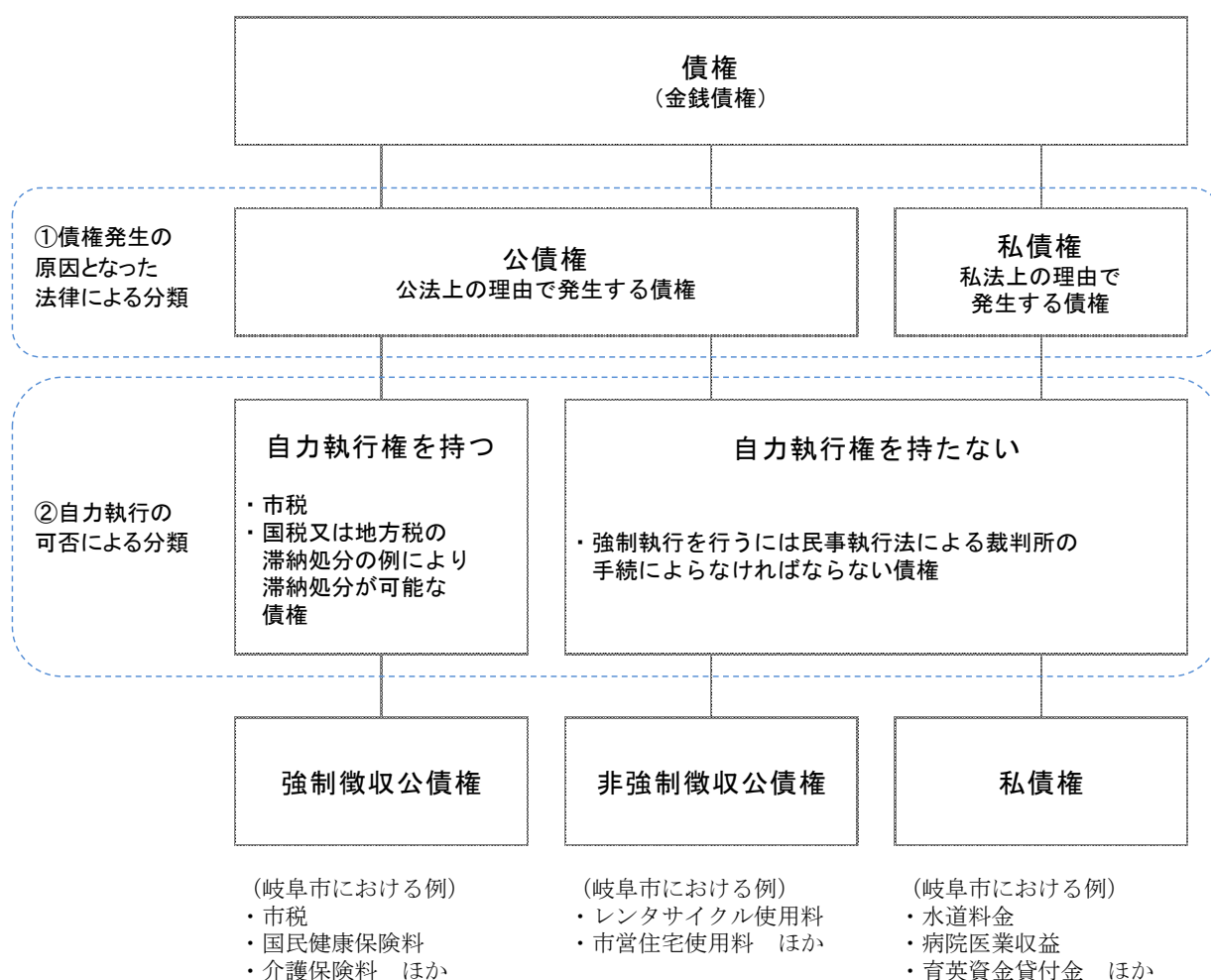
債権について

- 債権とは、ある者（債権者）がある者（債務者）に対して、一定の給付を請求することができる権利をいう（最広義）。本基本指針においては地方自治法にある通り「金銭債権」を指すものとする。

【地方自治法第240条】

債権の分類

- 地方公共団体の債権は「①債権発生の原因となった法律」「②自力執行の可否」の2つの分類によって大別される。



- 債権はその法的性質により「公債権」と「私債権」に分類される。一般的に債権の発生が、相手方との合意が不要で行政庁の処分（公法上の原因）に基づくものか、相手方との合意（私法上の原因）に基づくものかによって区分するとされてきたが、行政庁と相手方との関係を規律する法令の内容や、法令が行政庁に特別の権限を付与していると解すべきか否かなどの状況を踏まえ、個々具体的に判断すべきといわれている。

「公債権」と「私債権」の主な差異

- 督促

公債権：督促は行政処分であり、行政不服審査の対象となる。強制徴収
公債権においては、滞納処分の前提となる。

【地方自治法第231条の3】

私債権：督促は行政処分ではない。

【地方自治法施行令第171条】

- 消滅時効の期間

公債権：原則、権利を行使することができる時から5年（ただし、ほかの法律に定めがある場合を除く。）

【地方自治法第236条第1項】

私債権：権利を行使することができることを知った時から5年又は権利を行使することができる時から10年のいずれか早い方

【民法第166条第1項】

（ただし、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている。）

- 時効の援用

公債権：時効期間の経過により、債務者による時効の援用を要せずに債権は消滅する。

【地方自治法第236条第2項】

私債権：時効期間を経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅しない。

【民法第145条】

4. 各段階における取組

① 債権管理

ア. 債権発生時の取組

- ・ 適正な課税・賦課や貸付時等における十分な審査を行い、誤った債権や過大な債権が生じないようにします。
- ・ 履行期限・納付方法等を債務者に積極的に周知し、未納を防ぎます。
- ・ 特に、自力執行権を持たない債権である非強制徴収公債権及び私債権の場合は、必要に応じて保証人等を確保することにより、滞納の発生を未然に防止するよう努めます。

イ. 発生した債権の適切な管理

- ・ 法令に従い適切に管理し、管理状況について常に点検・確認します。
- ・ 適切な債権管理のために、債権の種類・金額及び履行期限・債務者の氏名（名称）及び住所（所在地）・督促状の送達状況などを記載した債権管理簿を整備します。

【岐阜市債権取扱規則第20条】

ウ. 債権保全のための状況把握

- ・ 貸付金など、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、履行期限までに債務者が破産等の状況に陥ると債務の履行が危ぶまれることとなります。そのため、破産情報については債権管理担当課間で連携し、債務者の状況を把握するよう努めます。

② 債権回収

ア. 法令に沿った督促の実施

- ・ 履行期限までに納付されないときは、法令に基づき、書面による督促を行います。

【岐阜市債権取扱規則第2条及び第21条】

市税

【地方税法第329条（市町村民税）ほか】

市税以外の公債権

【地方自治法第231条の3】

【市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条】

私債権

【地方自治法第240条】

【地方自治法施行令第171条】

イ. 早期催告、折衝の実施

- ・ 督促後もなお滞納が続く場合は、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行うとともに、納付折衝や納付相談を行います。
- ・ 債務者との折衝等には、これまでの経過を十分理解したうえで臨み、その経過は記録・保存します。
- ・ 一括納付や月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実行性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置を取ります。
- ・ 非強制徴収公債権及び私債権では、回収の前提となる財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関、保有財産等を確認するなど、情報の収集に努めます。

ウ. 所在調査・財産調査の実施

- ・ 債務者への送付文書が返戻された場合などは、市区町村への住民票の交付請求などにより、債務者の所在調査を行います。また、債務者の財産の有無や財産の換価価値等を把握するため、金融機関に対する預金等の照会や法務局への不動産登記事項証明書の請求などにより、債務者の財産調査を行います。
- ・ 強制徴収公債権間においては、債務者に係る他債権の財産情報の活用を積極的に行い、効率的な財産調査に努めます。
- ・ 非強制徴収公債権及び私債権では、調査依頼先の協力を得られやすくするために、必要に応じて、調査同意書の提出を求めます。
- ・ 納付折衝や財産調査などを通じて、滞納発生原因や納付資力など債務者の状況を的確に見極めたうえで、その状況に応じた回収方針を立てます。

エ. 滞納処分及び法的手続

- ・ 強制徴収公債権では、納付催告・折衝等を繰り返したにも関わらず、納付資力がありながら納付しない債務者に対しては、差押え等の滞納処分を執行します。
- ・ 非強制徴収公債権及び私債権では、納付折衝等を繰り返したにも関わらず、納付資力がありながら納付しない滞納者に対しては、訴訟手続（支払督促の申立・少額訴訟・通常訴訟）により履行を請求します。

支払督促の申立などの訴訟手続の結果、裁判所において和解が成立したにも関わらず、その後の分納が不履行となった債権や和解とならずに判決となった債権など、債務名義を取得した債権は、裁判所に強制執行を申し立てます。

非強制徴収公債権、私債権

【地方自治法施行令第171条の2】

【民事訴訟法第133条、第368条及び第383条】

オ. 徴収の猶予等

- ・ 債務者の状況を把握する中で、以下の要件に該当することが明らかな場合は、各法令の規定を適用し徴収の猶予等を行います。
- ・ 強制徴収公債権である市税については、納税者が災害や盗難にあったこと等を要件とする「徴収猶予」が定められています。

市税

【地方税法第15条】

- ・ 非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治法施行令において、債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められること等を要件とする「徴収停止」や、債務者が無資力又はこれに近い状態にあること等を要件とする「履行延期の特約」が定められています。

徴収停止

【地方自治法施行令第171条の5】

【岐阜市債権取扱規則第9条】

履行延期の特約

【地方自治法施行令第171条の6】

【岐阜市債権取扱規則第10条】

カ. 債権の保全

- ・ 債務者が破産するなど、法令の規定により本市が債権者として配当の要求その他の債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置を取り、債権の保全を図ります。

【地方自治法施行令第171条の4】

キ. 時効管理の徹底

- ・ 時効が完成する期日を考慮し、裁判上の請求や債務の承認等によって時効の完成を猶予したり、時効を更新したりすることにより、債権が時効により消滅することを防ぎます。

<参考> 債権の時効について

○ 時効の起算日について

私債権 … 権利を行使することができることを知った時又は権利を行使することができる時。

公債権 … 権利を行使することができる時。

納期が定められた債権については、「権利を行使することができることを知った時」と「権利を行使することができる時」が基本的に同一時点となり、納期が時効の起算点となるが、初日不算入の原則により、その初日である弁済期日は算入せず、納期の翌日から時効を計算する。

【民法第166条第1項】

【地方自治法第236条第1項】

○ 時効の完成猶予と更新事由について

時効の完成猶予とは、文字通り、時効の完成が猶予されることである。

時効の更新とは、時効の更新事由が発生するとこれまでの時効期間経過の効力が失われ、その翌日から新たに時効期間が進行すること（時効期間のリセット）である。

- ・ 地方自治法上の時効の更新事由

➤ 督促

地方自治体が行う納入の通知及び督促には時効の更新の効力があるため、督促を行った場合、督促が相手方に到達した日の翌日から再び時効が進行

する。ただし、複数回督促を行った場合は、初回の督促しか時効の更新の効力を有しないため、注意を要する。また地方税法第18条の2など督促による時効の完成猶予・更新について別に定めがある場合もある。

【地方自治法第236条第4項】

・民法の規定を準用する時効の完成猶予・更新事由

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予・更新その他の事項に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用することとされている。

【地方自治法第236条】

【民法第147条～第152条】

➤ 承認 … 更新 **【民法第152条】**

債務承認（債務者が当該債務について承認した場合）、債務の一部納付（債務者が当該債務の一部を弁済した場合）など

➤ 裁判上の請求、支払督促、和解又は調停の申立て … 完成猶予 + 更新 **【民法第147条】**

➤ 差押え（強制執行） … 完成猶予 + 更新 **【民法第148条】**

➤ 仮差押え又は仮処分 … 完成猶予 **【民法第149条】**

➤ 催告 … 完成猶予 **【民法第150条】**

○ 時効の期間について

公債権：原則5年（ただし、ほかの法律に定めがある場合を除く。）

【地方自治法第236条第1項】

例：国民健康保険料 2年 **【国民健康保険法】**

：介護保険料 2年 **【介護保険法】** ほか

私債権：権利を行使することができることを知った時から5年又は権利を行使することができる時から10年が原則
(ただし、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている。)

ク. 債権の整理

- ・ 財産調査の結果、法令の要件に該当することが明らかで、適正な債権管理に繋がると認められる場合は、各法令の規定を適用した債権の整理を図ります。
- ・ 強制徴収公債権については、地方税法において、滞納処分をすることができる財産がないこと等を要件とする「滞納処分の執行停止」が規定されており、その執行の停止が3年間継続したときは債務が消滅します。

強制徴収公債権

【地方税法第15条の7】

- ・ 非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治法施行令において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあることから「履行延期の特約」を行った場合に、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延長の特約をした場合は、当初に履行延長した日)から10年を経過してもなお同じ状態にあり、かつ納付できないと認められること等を要件とする「免除」が規定されています。

非強制徴収公債権、私債権

【地方自治法施行令第171条の6及び第171条の7】

ケ. 債権の放棄

- ・ 貸付金等の私債権については、上記の「免除」した場合等を除き、未納のまま時効期間が経過しても債務者の時効の援用がなければ債権は消滅しません。このため、債務者が行方不明等の場合、適正な債権管理を図るために債権放棄を行います。なお、債権放棄に当たっては、これまでの回収努力、時

効期間の完成、援用の見込み等の状況を十分に考慮し、厳密に判断します。

非強制徴収公債権・私債権

【地方自治法第96条第1項第10号】

私債権

【岐阜市債権管理条例第6条】

③ 不納欠損

- ・ 不納欠損処分は、その処分時点で当該債権額を翌年度繰越額から除去するための決算上の処理です。
- ・ 消滅時効の効力の発生（私債権の場合は時効期間が経過し、かつ債務者がその援用をした時）、「滞納処分の執行停止」の3年間の継続、債務の免除、債権の放棄により債権が消滅した場合などに不納欠損処分を行います。

④ 債権の管理及び回収業務 外部委託の検討、実施

- ア. 「4. 各段階における取組」において、すでに債権の管理及び回収業務の外部委託を実施している債権担当課においては、委託すべき債権を選択し、速やかに委託するとともに、債権の管理及び回収の状況を常に把握し、外部委託事業の効果を検証するよう努めます。なお、委託に当たっては、債務者の生活状況・納付資力を考慮し、再建に向けた相談や法的な支援等が必要かについても検討し、個々の債務者の事情に応じた柔軟な対応ができるよう努めます。
- イ. 外部委託を行っていない債権担当課において、専門知識やノウハウを有する弁護士、認定司法書士、債権回収会社等を活用することでより効果的・効率的な債権回収が見込める場合は、業務の外部委託を検討します。なお、債権種類ごとに委託できる業務内容、担い手が異なることに留意します。

【弁護士法、司法書士法、債権管理回収業に関する特別措置法】

＜参考＞

平成25年3月 内閣府公共サービス改革推進室作成「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携に向けて～」の概要

債権種類ごとの委託可能な業務範囲

- 強制徴収公債権
 - ・ 自主的な納付の呼びかけについては委託が可能
 - ・ 財産調査、差押等の強制処分は公権力の行使に当たるため委託は不可能

- 非強制徴収公債権及び私債権
 - ・ 自主的な納付の呼びかけから納付相談、資産調査、訴訟、強制執行といった回収業務の委託が可能（資産調査は強制力を持たない任意の調査。訴訟・強制執行については代理等として実施）

回収業務の担い手となり得る者

- 弁護士 取り扱う債権に制限なし
- 認定司法書士 取り扱える債権は1人（1社）あたり140万円以下
- 債権回収会社 取り扱える債権は貸付金のみ

※自主的な納付の呼びかけについては上記3者すべてが担い手となり得る

5. 債権の管理及び回収に係るノウハウの蓄積

「4. 各段階における取組」を着実に推進していくために、岐阜市債権管理調整会議は研修の開催や債権管理体制の整備に取り組みます。また、各債権担当課においては研修に積極的に参加するとともに各課独自の債権回収強化を行い、本市の債権の管理及び回収に係るノウハウの向上・蓄積に努めます。